

## 公益社団法人被害者サポートセンターおかやま入会手続等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（以下「センター」という。）定款第6条及び第8条に定める正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）の入会及び退会手続きについて定めるものとする。

### (会員の入会)

第2条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）を代表理事に提出するものとする。

### (変更届)

第3条 会員は、現住所及び入会申込書の記載内容に変更があった場合は、変更届（様式第2号）により代表理事に届け出るものとする。

### (退会届)

第4条 会員は、退会しようとするときは、退会届（様式第3号）により代表理事に届け出るものとする。

### (除名)

第5条 代表理事は、会員を除名しようとするときは、除名年月日及び除名理由を記載した文書を交付して行うものとする。

### (会費の使途)

第6条 正会員受取会費は、全て法人会計に充てる。

2 賛助会員受取会費は、その30%を法人会計に、その70%を支援員養成研修事業に充てる。

### (委任)

第7条 本規程に定めのない事項については、代表理事が理事会の議決を経て別に定めるものとする。

### (規程の改廃)

第8条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

### 附 則

本規程は、平成19年8月1日から施行する。

本規程は、平成23年3月19日から施行する。

本規程は、平成23年4月12日から施行する。

本規程は、平成25年4月1日から施行する。